

獣肉処理施設整備事業実施要領

制定 平成30年4月2日付け農村第25号農政部長通知
最終改正 令和4年5月31日付け農村第272号農政部長通知

第1 趣旨

獣肉処理施設整備事業の実施については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号（以下「規則」という。））及び岐阜県農業振興事業補助金交付要綱（平成18年3月31日付け農政第294号農政部長通知（以下「要綱」という。））に定めるところによるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 事業の目的

県では野生鳥獣による農作物の被害軽減を図るため、防護柵の設置とあわせてイノシシやシカ等の有害鳥獣の捕獲の強化に取り組んでいるところであるが、捕獲した個体を地域の有用な資源として有効活用する取り組みが求められている。

このため、県が策定した「ぎふジビエ衛生ガイドライン」（平成25年11月1日施行）に基づき解体処理を行うための施設を整備することにより、獣肉処理・流通の促進を図る。

第3 事業内容等

1 事業内容

県内で捕獲されたイノシシ又はシカについて、食用として流通させる目的でと殺や解体等の作業を行うための施設の整備に要する経費の一部を助成する。

2 事業実施主体

事業実施主体は、イノシシやシカの解体処理を行う又は今後行う見込みがある県内に所在地のある法人、任意組合とし、第3の3の全ての要件を満たす者とする。

なお、任意組合等にあつては、構成員が3戸以上で代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとする。

3 事業の実施要件

(1) 食肉処理業の営業許可の取得

食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく食肉処理業の営業許可を取得済みであること、又は本事業の実施後に取得が見込まれること。

任意組合等にあつては、その構成員が営業許可を取得済みであること、又は本事業の実施後に取得が見込まれること。

(2) ぎふジビエ衛生ガイドラインの遵守及びぎふジビエ登録制度への登録

ぎふジビエ衛生ガイドラインに準拠して解体処理を行うことができ、かつ、ぎふジビエ登録制度に登録することが見込まれること。

(3) 獣肉の流通販売拡大

本事業で整備した施設において処理した獣肉の流通販売の拡大が見込まれること。

(4) 捕獲及び解体の体制整備

本事業で整備した施設において獣肉を処理するにあたり必要な捕獲及び解体の人材が確保されていること。

(5) 事業実施場所

本事業で整備する施設の所在地は、岐阜県内とする。

(6) その他

事業実施主体が自費又は他の助成により実施中の事業を、本事業に切り替えて補助の対象とすることは認めないものとする。

4 補助の対象とする施設

以下の施設の整備に係る経費（機械器具費、設置工事費、実施設計費、等）

(1) 解体処理用建物（増改築、修繕等に限る。）

(2) 給排水設備（新品又は新設に限る。以下同様）

(3) 汚水処理設備

(4) 汚物処理設備

(5) 加工用設備

(6) 空調設備

(7) 冷蔵・冷凍設備

(8) その他、ぎふジビエ衛生ガイドラインの遵守に必要と認められる機械器具等

5 事業実施期間

この事業の実施期間は当該年度内とする。

第4 事業の計画及び承認

1 事業実施計画の作成・提出

事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画書（以下「実施計画」という。）を作成し、別記様式第2号により知事へ提出するものとする。

2 事業実施計画の承認

知事は、1で提出された実施計画が第3の3の実施要件を満たし、かつ、事業内容が適切であって実施計画の達成が確実であると見込まれる場合は、承認を行うものとし、これを事業実施主体に通知するものとする。

3 事業実施計画の変更

事業実施主体が以下に掲げる事業の内容の変更を行う場合、もしくは事業を中止又は廃止する場合は、1及び2に準じて知事の承認を受けるものとする。

(1) 3割を超える事業費の変更

(2) 補助金の額に影響を及ぼす変更

(3) 事業実施主体の変更

第5 事業の推進

事業実施主体は、この事業の実施により獣肉利活用の推進が図られるよう、市町村や県の機関等と連携をとりつつ事業の実施に努めるものとする。

第6 助成

- 1 知事は、予算の範囲内において、規則及び要綱に定めるところにより当該事業に要する経費の2分の1以内の額（上限1,000千円）を助成するものとする。
- 2 事業の着工は、原則として、規則第5条の規定による補助金等の交付の決定（以下「交付決定」という。）に基づき行うものとする。
ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情により、交付決定前に着工する場合には、事業実施主体は、別記様式第3号による交付決定前着工届を知事に提出するものとする。

第7 報告

- 1 事業実施主体は、規則及び要綱に定めるところにより実績報告を作成し、知事へ提出するものとする。
なお、要綱第9条第1項の四に定める書類として、別記様式第1号により事業実績報告書を添付するものとする。
- 2 知事は、必要に応じて事業実施主体に対して事業の実施状況等について報告を求めることができるものとする。
- 3 事業実施主体は、事業実施の翌年度及び翌々年度における事業の実施状況について、それぞれの年度末までに、別記様式第4号により知事に報告するものとする。

第8 事業名の表示

本事業により導入・整備した機械設備等には、事業名等を表示するものとする。

第9 その他

- 1 補助の対象とする施設の購入に際しては、事業を実施する地域の実情に即した適正な価格によるものとし、原則として3者以上の競争による契約方法をとるものとする。
- 2 この要領に定めるものの他、この事業の実施につき必要な事項は、農政部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年5月31日から施行する。